

平成15年第2回藤岡市議会臨時会会議録

平成15年5月14日(水曜日)

議事日程 第1号の1

平成15年5月14日(水曜日)午前10時開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選第 2号 議長の選挙

.....

議事日程 第1号の2

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会期の決定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 選第 3号 副議長の選挙
- 第 5 常任委員会委員の選任
- 第 6 議会運営委員会委員の選任
- 第 7 選第 4号 群馬県六市自転車競走組合議会議員の補欠選挙
- 第 8 選第 5号 多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の選挙
- 第 9 選第 6号 藤岡新町吉井鬼石環境衛生事務組合議会議員の選挙
- 第10 選第 7号 藤岡市・新町ガス企業団議会議員の選挙
- 第11 選第 8号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
- 第12 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市税条例等の一部改正)
- 第13 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市都市計画税条例等の一部改正)
- 第14 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市特別土地保有税審議会条例の廃止)
- 第15 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市国民健康保険税条例の一部改正)
- 第16 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 第17 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成14年度藤岡市一般会計補正予算第5号)

第18 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

(平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算第4号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	安田 肇 君	2番	橋本 新一 君
3番	串田 武 君	4番	湯井 廣志 君
5番	斉藤 千枝子 君	6番	三好 徹明 君
7番	反町 清 君	8番	佐藤 淳 君
9番	茂木 光雄 君	10番	松本 啓太郎 君
11番	片山 喜博 君	12番	冬木 一俊 君
13番	金子 勝治 君	14番	神田 省明 君
15番	木村 喜徳 君	16番	針谷 賢一 君
17番	青柳 正敏 君	18番	坂本 忠幸 君
19番	塩原 吉三 君	20番	清水 保三 君
21番	隅田川 徳一 君	22番	大戸 敏子 君
23番	吉田 達哉 君	24番	久保 信夫 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井 利明 君	助役	関口 敏 君
収入役	堀越 清 君	教育長	岡田 要 君
企画部長	中易 昌司 君	総務部長	齋藤 稔一 君
市民環境部長	塚越 正夫 君	健康福祉部長	宇留間 修次 君
経済部長	荻野 廣男 君	都市建設部長	須川 良一 君
上下水道部長	堀口 寿 君	教育部長	金井 秀樹 君
監査委員			
	水越 清 君		
事務局長			

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳 孝之	参事兼議事課長	田島 均
課長補佐兼			
	宮澤 正浩		
議事係長			

開 会 の あ い さ つ

事務局長（青柳孝之君） 本日は大変お忙しいところご苦労さまでございます。一般選挙後の最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、大戸敏子議員が年長でありますのでご紹介申し上げます。

（大戸敏子君、議長席に着く）

臨時議長（大戸敏子君） ただいま紹介いただきました大戸敏子です。地方自治法第107条の規定により、私が年長のゆえをもって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

開 会 及 び 開 議

午前10時5分開議

臨時議長（大戸敏子君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成15年第2回藤岡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 仮議席の指定

臨時議長（大戸敏子君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席になっておられる議席を指定いたします。

市 長 発 言

臨時議長（大戸敏子君） この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。

市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 平成15年第2回藤岡市議会臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙のところ、ご出席をいただきまして心より御礼を申し上げます。

本議会は、4月27日に執行されました藤岡市議会議員選挙後の初めての議会であり、多くの市民の皆様から信頼を寄せられ、めでたく当選されました議員各位に対しまして心から敬意を表するとともに、お喜び申し上げます。これから皆様には、市民と行政の太いパイプ役として、また行政と議会とが車の両輪のごとく藤岡市発展のためにご協力いただきますようお願いを申し上げます。

今後とも景気の落ち込みにより市税をはじめ国からの交付税等の減収が見込まれ、大変

厳しい財政運営が続くものと思われます。このような状況におきましても、少子・高齢社会への対応をはじめ生活環境の整備や産業の振興、教育・文化の充実、そして市町村合併問題等、多様化する行政需要や課題に対し、適切にこたえていかなければならないと考えております。今後も効率的な行政運営に努め、活力あるまちづくりを市民・議会・行政が一体となって取り組んでいかなければならないと思っておりますので、議員各位の一層のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本議会に提案申し上げましたのは、条例の一部改正等報告7件であります。いずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

第2 選第2号 議長の選挙

臨時議長（大戸敏子君） 日程第2、選第2号議長の選挙を行います。

暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前11時40分再開

臨時議長（大戸敏子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

臨時議長（大戸敏子君） お諮りいたします。選挙の方法については投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（大戸敏子君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（大戸敏子君） ただいまの出席議員数は24人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

臨時議長（大戸敏子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

臨時議長（大戸敏子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

臨時議長(大戸敏子君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(事務局長氏名点呼、投票)

臨時議長(大戸敏子君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長(大戸敏子君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

臨時議長(大戸敏子君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に23番吉田達哉君及び24番久保信夫君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

開票に入りますので、しばらくお待ちください。

(開票)

臨時議長(大戸敏子君) 選挙の結果を報告申し上げます。

投票総数24票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 23票

無効投票 1票

有効投票中

松本啓太郎君 14票

針谷賢一君 8票

清水保三君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、松本啓太郎君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松本啓太郎君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長承諾のあいさつを願います。松本啓太郎君の登壇を願います。

(松本啓太郎君登壇)

松本啓太郎君 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま不肖私が藤岡市議会議長に当選させていただきまして、心から感謝しております。もともと浅学非才、その器ではございませんが、この重責につく以上は住民福祉の向上と藤岡市発展、それに議会の円満なる運営のため、全精力を傾注する所存でございます。議員各位をはじめ皆様方の限りないご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。議長就任のあいさつとさせていただきます。

臨時議長(大戸敏子君) 議長の出選に当たりましては、議員各位のご協力をいただき、臨時議長としての職務を務めさせていただきました。不慣れなためご迷惑をおかけした点、多々あったと思っておりますが、議長選挙が終了いたしましたので臨時議長の職を解かさせていただきます。議員各位のご協力、まことにありがとうございました。

議長交代のため、暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時1分再開

議長(松本啓太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(松本啓太郎君) 本日これからの会議につきましては、お手元に配付いたしました日程表に従いまして議事を進めますので、ご了承願います。

第1 議席の指定

議長(松本啓太郎君) 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。各議員の氏名とその議席番号を事務局長より朗読させます。

事務局長。

事務局長(青柳孝之君) 議席番号並びに氏名を朗読させていただきます。

1番	安田	肇	議員	2番	橋本	新一	議員
3番	串田	武	議員	4番	湯井	廣志	議員
5番	斉藤	千枝子	議員	6番	三好	徹明	議員
7番	反町	清	議員	8番	佐藤	淳	議員
9番	茂木	光雄	議員	10番	松本	啓太郎	議員
11番	片山	喜博	議員	12番	冬木	一俊	議員
13番	金子	勝治	議員	14番	神田	省明	議員

15番	木村喜徳	議員	16番	針谷賢一	議員
17番	青柳正敏	議員	18番	坂本忠幸	議員
19番	塩原吉三	議員	20番	清水保三	議員
21番	隅田川徳一	議員	22番	大戸敏子	議員
23番	吉田達哉	議員	24番	久保信夫	議員

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

第2 会期の決定

議長（松本啓太郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。臨時会の会期は本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

第3 会議録署名議員の指名

議長（松本啓太郎君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長において1番安田肇君、2番橋本新一君、3番串田武君を指名いたします。

第4 選第3号 副議長の選挙

議長（松本啓太郎君） 日程第4、選第3号副議長の選挙を行います。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

午後1時48分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。選挙の方法については投票により行いたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決しま

した。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(松本啓太郎君) ただいまの出席議員数は24人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

議長(松本啓太郎君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(松本啓太郎君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(事務局長氏名点呼、投票)

議長(松本啓太郎君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(松本啓太郎君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に21番隅田川徳一君及び22番大戸敏子君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

開票に入りますので、しばらくお待ちください。

(開票)

議長(松本啓太郎君) 選挙の結果を報告申し上げます。

投票総数24票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 22票

無効投票 2票

有効投票中

坂本忠幸君 21票

神田省明君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、坂本忠幸君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました坂本忠幸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長承諾のあいさつを願います。坂本忠幸君の登壇を願います。

(18番 坂本忠幸君登壇)

18番(坂本忠幸君) 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまの藤岡市議会副議長選挙におきまして、不肖私が当選させていただき、心から感謝を申し上げます。この重責をお引き受けする以上、まことに浅学非才ではございますが、議長の補佐役として誠心誠意円滑なる議会運営に努力する所存でございます。議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げて、副議長就任のごあいさつとさせていただきます。

市長あいさつ

議長(松本啓太郎君) ここで市長から発言の申し出がありますので、これを許します。

市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 正副議長の当選に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

このたび正副議長に当選されましたお二人に心からお祝い申し上げます。議長に当選されました松本啓太郎議員は平成11年4月に初当選されて以来、市政発展にご尽力されてまいりました。また、副議長に当選されました坂本忠幸議員は平成9年3月に初当選されて以来、市政発展にご活躍されてまいりました。お二人とも市民からの信望も厚く、正副議長にふさわしい方であり、今後の議会運営に十分お力を発揮されますことを心からご期待申し上げます。お祝いのあいさつとさせていただきます。

第5 常任委員会委員の選任

議長(松本啓太郎君) 日程第5、常任委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員の選任については、議長において指名いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、事務局長より申し上げます。
事務局長。

事務局長（青柳孝之君） それでは、常任委員の氏名等について発表させていただきます。

総務常任委員 8名

反 町 清 議員	茂 木 光 雄 議員
神 田 省 明 議員	青 柳 正 敏 議員
塩 原 吉 三 議員	清 水 保 三 議員
隅田川 徳 一 議員	吉 田 達 哉 議員

経済建設常任委員 8名

安 田 肇 議員	串 田 武 議員
湯 井 廣 志 議員	斉 藤 千 枝 子 議員
松 本 啓 太 郎 議員	片 山 喜 博 議員
針 谷 賢 一 議員	大 戸 敏 子 議員

教務厚生常任委員 8名

橋 本 新 一 議員	三 好 徹 明 議員
佐 藤 淳 議員	冬 木 一 俊 議員
金 子 勝 治 議員	木 村 喜 徳 議員
坂 本 忠 幸 議員	久 保 信 夫 議員

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） ただいま事務局長より申し上げましたとおり、各常任委員を指名いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選の上、議長までご報告願います。

なお、各常任委員会の開催場所を次のように指定いたします。総務常任委員会は第1委員会室、経済建設常任委員会は第2委員会室、教務厚生常任委員会は議長応接室です。以上のとおりであります。

暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時40分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副常任委員長の互選結果報告

議長（松本啓太郎君） 各常任委員会における委員長及び副委員長の互選の結果が議長のもとに参りましたのでご報告申し上げます。

総務常任委員会委員長	茂木光雄君
副委員長	清水保三君
経済建設常任委員会委員長	針谷賢一君
副委員長	斉藤千枝子君
教務厚生常任委員会委員長	冬木一俊君
副委員長	橋本新一君

以上であります。

第6 議会運営委員会委員の選任

議長（松本啓太郎君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員に

申田武君	反町清君
金子勝治君	木村喜徳君
青柳正敏君	清水保三君
吉田達哉君	久保信夫君

以上8名を指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の方が議会運営委員会委員と決しました。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長を互選の上、議長までご報告願います。開催場所は議長応接室です。

暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時54分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副議会運営委員長の互選結果報告

議長（松本啓太郎君） 議会運営委員会委員長及び副委員長の互選の結果が議長のもとに参りましたのでご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長 反町清君

副委員長 金子勝治君

以上であります。

暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後3時15分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7 選第4号 群馬県六市自転車競走組合議会議員の補欠選挙

議長（松本啓太郎君） 日程第7、選第4号群馬県六市自転車競走組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

群馬県六市自転車競走組合議会議員に

松本啓太郎

大戸敏子君

吉田達哉君

の3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました3名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名が群馬県六市自転車競走組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3名の方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

第8 選第5号 多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の選挙

議長（松本啓太郎君） 日程第8、選第5号多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

多野藤岡医療事務市町村組合議会議員に

安田 肇 君	湯井 廣志 君
三好 徹明 君	佐藤 淳 君
茂木 光雄 君	松本 啓太郎
冬木 一俊 君	神田 省明 君
木村 喜徳 君	青柳 正敏 君
吉田 達哉 君	若林 秀昭 君
木村 康 君	

の13名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました13名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名が多野藤岡医療事務市町村組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました11名の方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

第9 選第6号 藤岡新町吉井鬼石環境衛生事務組合議会議員の選挙

議長（松本啓太郎君） 日程第9、選第6号藤岡新町吉井鬼石環境衛生事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

藤岡新町吉井鬼石環境衛生事務組合議会議員に

片山喜博君	金子勝治君
針谷賢一君	坂本忠幸君
清水保三君	隅田川徳一君

の6名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました6名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名が藤岡新町吉井鬼石環境衛生事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました6名の方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

第10 選第7号 藤岡市・新町ガス企業団議会議員の選挙

議長（松本啓太郎君） 日程第10、選第7号藤岡市・新町ガス企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決

しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

藤岡市・新町ガス企業団議会議員に

橋本新一君	串田武君
斉藤千枝子君	反町清君
塩原吉三君	大戸敏子君
久保信夫君	

の7名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました7名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名が藤岡市・新町ガス企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました7名の方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

第11 選第8号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

議長(松本啓太郎君) 日程第11、選第8号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員に

反 町 清 君	松 本 啓太郎
冬 木 一 俊 君	金 子 勝 治 君
大 戸 敏 子 君	吉 田 達 哉 君
久 保 信 夫 君	

の7名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました7名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名が多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました7名の方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

各 種 委 員 の 推 薦

議長(松本啓太郎君) ここで各種委員の推薦についてでございますが、事務局長より申し上げさせます。

事務局長。

事務局長(青柳孝之君) それでは、各種の委員の推薦についてご報告申し上げます。

藤岡市都市計画審議会委員(5名) 安田肇議員、橋本新一議員、佐藤淳議員、坂本忠幸議員、隅田川徳一議員。

藤岡市青少年問題協議会委員(3名) 串田武議員、神田省明議員、青 正敏議員。
以上、推薦報告とさせていただきます。

第12 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(藤岡市税条例等の一部改正)

議長(松本啓太郎君) 日程第12、報告第1号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市税条例等の一部改正)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 報告第1号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました藤岡市税条例

等の一部改正につきまして、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、特別土地保有税の課税停止、平成15年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税・都市計画税の税負担の調整、個人市民税について配当所得、株式等譲渡所得に係る課税方式の見直し、地方たばこ税の見直し等、地方税制の改正が行われ、地方税法等の一部を改正する法律などが3月24日の参議院本会議において可決、3月31日に公布されました。これに伴い、藤岡市税条例等の一部を改正したものであります。

主な改正内容についてであります。個人市民税においては平成16年1月1日以降に支払いを受ける一定の上場株式等の配当に係る課税についての道府県民税配当割の創設、道府県民税株式等譲渡所得割の創設等に伴う規定の整備、法人市民税については法人である政党または政治団体について、収益事業を行わない場合に限り、法人市民税を非課税とする規定の整備、固定資産税については特殊法人等整理合理化に関連して、緑資源公団の解散、独立行政法人緑資源機構の設立に伴う規定の整備、商業地等の宅地に係る課税標準額の上限の措置について、平成14年度と同様の措置を平成15年度から平成17年度においても継続することに伴う等の規定の整備、特別土地保有税については平成15年度以降課税を停止することに伴う規定の整備、軽自動車税については各種申告様式の法定化に伴う規定の整備、市たばこ税については平成15年7月1日以後の売り渡しについての税率を旧3級品以外の製造たばこにあっては、現行1,000本につき2,668円を2,977円に、旧3級品の製造たばこにあっては現行1,000本につき1,266円を1,412円に引き上げる等、改正に伴う規定の整備であります。

以上、簡単であります。専決処分の説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

清水保三君。

20番（清水保三君） 市街化区域の農地の、これは見直しということですが、これで税収とすればどのくらいの税収減につながるのでしょうか、お知らせを願いたいと思います。

それと、もう一点は、土地保有税が廃止されるように受け取れるのですけれども、それでもどのくらいの税の減収につながるのか。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

まず、保有税の問題でございますけれども、この4月から保有税がなくなるということでしたが、これにつきましては今まで課税されておるものはそのまま徴収するわけございまして、平成14年度におきましては435万5,000円ほど保有税を見込んでおりました。

それと、農地の問題なのですけれども、市街化区域の中の農地の課税でございますけれども、これは評価額の3分の2が都市計画税でございまして、固定資産税につきましては3分の1ということでございます。この辺につきましては、申しわけないのですけれども、どのくらいという試算はまだしておりませんので、後ほどまた報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第1号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第1号専決処分の承認を求めることについて（藤岡市税条例等の一部改正）、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

第13 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

（藤岡市都市計画税条例等の一部改正）

議長（松本啓太郎君） 日程第13、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（藤岡市都市計画税条例等の一部改正）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 報告第2号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました藤岡市都市計画税条例等の一部改正につきましては、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。3月24日の参議院本会議において可決され、3月31日に公布されました地方税法等の一部改正に伴い、藤岡市都市計画税条例等の一部を改正したものであります。

主な改正内容であります。固定資産税と同じく、税負担の引き下げ措置及び据え置き措置の法定化、また条例による税額軽減措置の廃止、地方税法附則第15条第49項、第52項などの規定の整備及び項のずれを図るため、改正されたことに伴う規定の整備であります。

以上、簡単であります。専決処分の説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第2号専決処分の承認を求めることについて（藤岡市都市計画税条例等の一部改正）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

第14 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

（藤岡市特別土地保有税審議会条例の廃止）

議長（松本啓太郎君） 日程第14、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（藤岡市特別土地保有税審議会条例の廃止）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 報告第3号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました藤岡市特別土地保有税審議会条例の廃止につきましては、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。3月24日の参議院本会議において可決され、3月31日に公布されました地方税法等の一部改正に伴い、藤岡市特別土地保有税審議会条例の廃止をしたものであります。

廃止の理由でございますが、従来、免除土地に係る納税義務の免除の認定については、特別土地保有税審議会へ付議し決定を図っておりましたが、平成15年4月1日以後に申請があった免除については、審議会への付議要件を廃止し、市町村長の判断で免除ができるよう改正されたため、藤岡市特別土地保有税審議会を廃止するものでございます。

以上、簡単であります。専決処分の説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第3号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第3号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市特別土地保有税審議会条例の廃止)本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

第15 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

(藤岡市国民健康保険税条例の一部改正)

議長(松本啓太郎君) 日程第15、報告第4号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市国民健康保険税条例の一部改正)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 報告第4号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました藤岡市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

今回の主な改正点につきましては、介護保険法による2号被保険者賦課課税限度額を7万円から8万円に改めるものでございます。施行日は、平成15年4月1日でございます。また、法附則の改正に伴い、規定の整備もあわせて行ったものであります。

以上、簡単ではありますが、専決処分の説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

清水保三君。

20番(清水保三君) この中身は、40歳から65歳の人の高額所得者が対象で、最高限度7万円を8万円に引き上げる、そのようにも思えるのですけれども、対象者というのは何人ぐらい一体いるのか、それから、それにより税収はどのくらい伸びるのか、1万円ですから、人数がわかれば当然わかるかと思うのですが、その辺が1点です。

それから、もう一つは、やはり引き上げるという問題は、全体を引き上げていくわけですから、後にずっとつながったというか、引き上げの材料に使われるという憂えはないかどうか、その辺も伺っておきたいと思います。

議長(松本啓太郎君) 市民環境部長。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) お答えいたします。

今回7万円から8万円にということでございますが、介護保険料はご承知のように所得割・均等割・平等割・資産割で成り立っておるわけでございまして、今回7万円から8万円になるという方は、所得割の部分で対象者になるわけでございます。対象の世帯でございまして、平成15年度予算の見込み数で見たときには、147世帯が対象になると思います。ただ、7万円から8万円と1万円上がるわけでございまして、この147世帯のすべての方が8万円ということではなく、当然7万何がしというところもあるかと思うのですけれども、7万円から8万円になるということでございまして、それと、単純に計算しますと、147世帯が1万円上がるということになりますと、147万円が増えてくるということでございます。

それと、もう一つでございますが、今後の引き上げということでございまして、介護保険の利用者も非常に多く、増えてきているということでございまして、今回の引き上げにつきましては地方税法の改正ということでございまして、国でこういう方向が出ております。これに従いまして、今回改正させていただいたわけでございまして、いずれにしましても、今後もこの推移等を十分見ながら対応していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長(松本啓太郎君) 他に質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようですので質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第4号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、報告第4号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第4号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市国民健康保険税条例の一部改正)本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

第16 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

(藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

議長(松本啓太郎君) 日程第16、報告第5号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 報告第5号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

改正内容につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、藤岡市特別土地保有税審議会条例の廃止をすることにより、特別土地保有税審議会委員の日額報酬を削除するものであります。

以上、簡単ではありますが、専決処分の説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださ

いますようお願い申し上げます。

議 長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第5号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、報告第5号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第5号専決処分の承認を求めることについて（藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

第17 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて

（平成14年度藤岡市一般会計補正予算第5号）

議 長（松本啓太郎君） 日程第17、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成14年度藤岡市一般会計補正予算第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 報告第6号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成14年度藤岡市一般会計補正予算は、年度末において繰越明許費の予算措置が必要となったこと、また歳入において地方譲与税・利子割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ

場利用税交付金・自動車取得税交付金・地方交付税・交通安全対策特別交付金の確定による変更、そして繰入金の変更、地方債の追加及び変更により補正が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、補正予算第5号の専決処分を行ったものであります。

最初に、第1条の歳入予算の補正であります。第1表のとおり歳入予算の組みかえを行うものであり、総額201億1,613万8,000円に変更はございません。次に、第2条の繰越明許費であります。第2表のとおり土地改良事業外12件であります。次に、第3条の地方債の補正であります。第3表のとおり追加として中山間地域農地防災事業外2件、変更として福祉支援センター建設事業外6件の限度額の変更であります。

続きまして、事項別明細の歳入についてご説明申し上げます。最初に、第2款地方譲与税では1,165万8,000円を追加、第3款利子割交付金では1,879万5,000円を追加、第4款地方消費税交付金では4,714万2,000円を減額、第5款ゴルフ場利用税交付金では1,786万5,000円を減額、第6款自動車取得税交付金では2,577万8,000円を減額、第8款地方交付税では2億532万7,000円を追加、第9款交通安全対策特別交付金では168万5,000円を減額、第16款繰入金では1億3,181万円を減額、第19款市債では1,150万円を減額するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 歳入歳出予算の補正のことについて、お伺いをいたします。30ページですけれども、農林水産業費の中の繰越明許費、大平地区農道整備事業については8,700万円ほどの繰越明許費というふうに出ておりますけれども、こういった多額の繰越明許費がこういった形で発生する事情、内訳等について、まず説明をしていただきたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 経済部長。

（経済部長 荻野廣男君登壇）

経済部長（荻野廣男君） お答えいたします。

大平のふるさと農道の橋の関係でございますが、これにつきましては平成14年度に橋の幅員、また橋の橋脚なしを橋脚ありに、年度途中に計画を変更いたしました。この件につきましては、昨年の議員説明会でも説明したとおりでございますが、その計画を見直すことによりまして、河川の占用許可、また設計の変更をいたしてございます。それにより

まして、最終的に工事の発注が遅れ、平成14年度中に工事が完成しないということでございますので、これを平成15年度に繰り越しをいたそうというものでございます。概要を一番簡単に言えば、計画変更に日数を要し、発注時期が遅延したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（松本啓太郎君） 茂木光雄君。

9番（茂木光雄君） 大幅な橋の見直しの結果、この工事の発注が遅れたということに関して、繰越明許費の中でいつ工事がきちとした中で、平成14年度予算の執行が終わるのか、その期日はいつごろの見込みなのかをお尋ねいたします。

議長（松本啓太郎君） 経済部長。

経済部長（荻野廣男君） お答えを申し上げます。

まず、橋の関係でございますが、この工事につきましては、河川の渇水期でないとなかなか工事ができないというのが現実でございます。そうした中で、この橋梁の工事におきましては、平成16年2月27日ということで工期を設定してございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第6号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、報告第6号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成14年度藤岡市一般会計補正予算第5号）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、報告第6号は原案のとおり承認されました。

第18 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

（平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算第4号）

議長（松本啓太郎君） 日程第18、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） 報告第7号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、管渠築造工事の工期延長の必要が生じたことに伴い、繰越明許費の予算措置が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、補正予算第4号の専決処分を行ったものでございます。

平成14年度事業では、北藤岡駅周辺土地区画整理事業の関連といたしまして、下水道管渠の布設に伴い、JR高崎線を横断するため、JRとの協議等に不測の日数を要したため工事日数が不足となりますので、工事費1億750万円を次年度に繰り越すものでございます。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第7号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、報告第7号については委員会付託を省

略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第7号専決処分の承認を求めることについて(平成14年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算第4号)本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、報告第7号は原案のとおり承認されました。

字 句 の 整 理 の 件

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第42条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は、議長に委任することに決しました。

市 長 あ い さ つ

議長(松本啓太郎君) この際、市長より発言を求められておりますのでこれを許します。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 平成15年第2回藤岡市議会臨時会閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本議会に提案申し上げました報告につきましては、それぞれご決定をいただきまして深く感謝を申し上げます。現在、国・地方を問わず大変厳しい経済状況であります。活力あるまちづくりのために議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

議員各位には、健康に十分ご留意され、今後ともますますご活躍いただきますようご祈念申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

議 長（松本啓太郎君） 以上をもちまして本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成15年第2回藤岡市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時5分閉会